見見守り新鮮情報　第 251 号

平成 28 年 4 月 27 日

◇発行：独立行政法人国民生活センター◇

ご注意！　マイナンバー制度に便乗した詐欺被害

国の機関の委託を受けたという人物Ａから電話で、「マイナンバーが始まるので調べていたら、あなたの情報が３社に登録されていた。そのうち１社は災害時に家を提供している団体で、災害時にあなたの家に人が押し寄せる。代わりを見つけなければならない」と言われた。その後、Ａから紹介されたＮＰＯ法人Ｂに電話をすると「登録番号を教えて」と頼まれ、Ａから聞いていた登録番号を伝えた。

翌日、再びＡから「Ｂに登録番号を教えましたね。Ｂは詐欺をしたことになる。後で返すので 500 万円送って」と言われ、自宅に来たＡの部下に現金を渡した。

その後も数回、現金を渡している。（80 歳代　女性）

＜ひとこと助言＞

・マイナンバー制度に便乗した詐欺的な勧誘電話による被害が発生しています。
・一度お金を払ってしまうと、取り戻すことは極めて困難です。不安を煽るようなことを言われても信用せず、絶対に支払わないようにしましょう。不審な電話は相手にせず、すぐに電話を切ってください。
・少しでも疑問や不安を感じたら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。
・いったん電話に出ると切りにくくなります。留守番電話機能を利用して、必要な相手にだけ電話をかけ直す方法も有効です。

■イラスト入りリーフレット（PDF 形式）は国民生活センターホームページ
http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mglist.html
※リーフレットの文面はメールマガジンと同じものです。

本情報は、国民生活センターの公表情報をもとに編集・発行しています。

詳細は、「マイナンバー制度に便乗した不審な電話等にご注意ください！」
http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/mynumber.html

全国の消費生活センター等の相談窓口

http://www.kokusen.go.jp/map/index.html